○福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金等交付要綱

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　結婚生活補助金（第３条－第１０条）
第３章　結婚支援金（第１１条－第１４条）
第４章　その他（第１５条－第１７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民の結婚の希望がかなえられるよう、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、若い世代の結婚に対する機運醸成を図ることを目的として、婚姻を機に始める新生活に必要な費用を予算の範囲内において補助することに関し、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 賃貸住宅　婚姻を機に市内に自己の居住の用として夫婦の双方若しくは一方又は夫婦の一方が勤務する勤務先が契約名義人となる賃貸借契約を締結する住宅（勤務先が契約名義人となっている住宅は、当該勤務先に対して当該夫婦の一方が家賃相当額を支払っていることが確認できる場合に限る。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　福井市空き家情報バンク制度要綱第２条第３号に掲げる空き家情報バンクに登録されている住宅

イ　福井市営特定公共賃貸住宅管理条例（平成７年福井市条例第６号）第２条第１号に掲げる市営特定公共賃貸住宅

(2) 住宅賃借費用　前号に規定する賃貸住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、共益費、敷金、礼金及び仲介手数料をいう。ただし、駐車場代、光熱水費、入居前の清掃代、鍵交換代、更新手数料及び火災保険料を除く。

(3) 引越費用　婚姻を機に第１号に規定する賃貸住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。ただし、不用品の処分費用を除く。

(4) 結婚生活補助金　婚姻を機に始める新生活に必要な住宅賃借費用及び引越費用に対して国の地域少子化対策重点推進交付金に係る結婚新生活支援事業に基づき交付する福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金をいう。

(5) 結婚支援金　婚姻を機に始める新生活に必要な費用に対して福井県の結婚支援市町応援事業補助金に係る早婚夫婦支援事業に基づき支給する福井市結婚生活スタートアップ応援事業支援金をいう。

第２章　結婚生活補助金

（補助対象世帯）

第３条　結婚生活補助金の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻届を提出し受理された日（以下「婚姻日」という。）が、第６条第１項の規定による申請を行う日の属する年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度１月１日から当該年度３月３１日までの日であること。

(2) 婚姻日における夫婦双方の年齢が２９歳以下であること。

(3) 交付申請年度における所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額が５００万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、当該所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額から、当該所得に係る年に返済した当該貸与型奨学金の額を控除する。

(4) 第６条第１項の規定による申請を行う時点において、夫婦双方の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。

(5) 第６条第１項の規定による申請を行う日（以下「交付申請日」という。）から３年以上継続して市内に居住する意思があること。

(6) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金に係る結婚新生活支援事業に基づく補助（他の地方公共団体が実施するものを含む。）の交付を受けていないこと。

(7) 住宅賃借費用及び引越費用について、国又は地方公共団体による他の補助（生活保護による住宅扶助その他公的制度による補助等を含む。）を受けていないこと。

(8) 夫婦双方に市税の滞納がないこと。

(9) 夫婦双方が福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、夫婦の双方が外国人である場合における補助対象世帯は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、当該夫婦の双方が次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条の２第１項の在留資格をもって在留し、かつ、当該在留資格に係る在留期間（同条第３項の在留期間をいう。以下同じ。）が３年以上である者

(2) 交付申請日から在留期間の満了の日までの期間が３年以上ある者（雇用契約書等で交付申請日から３年以上の雇用期間が確認できる者その他在留資格の更新の見込みがある者として市長が認める者を含む。）

３　前２項の規定にかかわらず、交付申請年度の前年度に第７条の規定による結婚生活補助金の交付決定を受けた世帯であって、交付を受けた額が第５条第１項に定める結婚生活補助金の額の上限に達しなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）は、結婚生活補助金の交付対象とするものとする。

（補助対象経費）

第４条　結婚生活補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付

申請年度の４月１日から３月３１日までの間に支払われた住宅賃借費用及び引越費用とする。

２　住宅賃借費用に係る補助対象経費については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 賃料及び共益費（以下「賃料等」という。）が月払いの場合　６か月分（継続補助世帯が前年度に交付を受けた結婚生活補助金の対象となった月がある場合にあっては、６か月からその月数を差し引いた月数分）を上限とする。ただし、賃料等を日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず１か月分とみなす。

(2) 勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合　当該手当の額を差し引いた額とする。

(3) 夫婦の一方が婚姻前に賃借し居住していた住宅に婚姻を機にもう一方が入居した場合同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以後をいう。）に支払った費用を対象とする。ただし、婚姻を前提に新たな住宅を賃借した場合は、賃貸借契約書等で婚姻を前提に賃借したことが分かる場合に限り、賃貸借契約日以後に支払った費用（婚姻日の前６か月以内の期間において締結した賃貸借契約に係るものに限る。）を対象とすることができる。

(4) 夫婦が婚姻前から同居していた場合　婚姻後に支払った費用を対象とする。ただし、婚姻を前提に新たな住宅を賃借した場合は、賃貸借契約書等で婚姻を前提に賃借したことが分かる場合に限り、賃貸借契約日以後に支払った費用（婚姻日の前６か月以内の期間において締結した賃貸借契約に係るものに限る。）を対象とすることができる。

(5) 婚姻後に賃貸借契約を締結した場合　賃貸借契約日以後に支払った費用（婚姻日から起算して６か月を経過するまでの間において締結した賃貸借契約に係るものに限る。）を対象とする。

３　引越費用に係る補助対象経費については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 婚姻前に引っ越した場合　婚姻日の前６か月以内の期間において行った引越しに係る引越費用を対象とする。

(2) 婚姻後に引っ越した場合　婚姻日から起算して６か月を経過するまでの間において行った引越しに係る引越費用を対象とする。

（結婚生活補助金の額）

第５条　補助対象世帯に対する結婚生活補助金の額は、別表のとおりとする。

２　前項に規定する結婚生活補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

３　継続補助世帯に対する結婚生活補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、前年度における結婚生活補助金の上限額から前年度に交付を受けた額を差し引いた額を上限とする。

（交付申請）

第６条　結婚生活補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、福井

市結婚生活スタートアップ応援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦双方の交付申請年度の所得証明書

(3) 夫婦双方又は一方が貸与型奨学金の貸与を受けている場合は、前号の所得証明書を基に算出した当該所得に係る年に返済した額が確認できる書類又はその写し

(4) 夫婦双方の住民票の写し

(5) 夫婦双方の市税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）

(6) 住宅賃借費用について申請する場合は、賃貸住宅の賃貸借契約書及び当該契約に基づき支払った費用に係る領収書の写し

(7) 住宅賃借費用について申請する場合は、夫婦双方の住宅手当支給証明書（様式第２号）又は住宅手当の支給額が確認できる書類（給与明細書等）の写し

(8) 引越費用について申請する場合は、引越費用の領収書及び引越先が確認できる書類の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、継続補助世帯であって結婚生活補助金の交付を受けようとする者（以下「継続申請者」という。）は、補助対象経費の支払いが完了した日の属する年度の３月３１日までに、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金継続交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 住宅の賃料等の領収書又は支払ったことが確認できる書類（通帳等）の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結婚生活補助金の交付の可否を決定したときは、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により交付申請者又は継続申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第８条　前条の規定により結婚生活補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請の内容について変更が生じたときは、速やかに福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金変更交付申請書（様式第５号）に、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金変更交付決定通知書（様式第６号）により当該申請に係る交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第９条　交付決定者は、交付決定を受けた補助対象経費の支払いが完了したときは、交付の決定日の属する年度の３月３１日までに、福井市結婚生活スタートアップ応援事業完了実績報告書兼補助金交付請求書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続申請者に係る交付決定者においては、この限りでない。

(1) 住宅の賃料等の領収書又は支払ったことが確認できる書類（通帳等）の写し
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（結婚生活補助金の額の確定及び交付）

第１０条　市長は、前条の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは結婚生活補助金の額を確定し、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金額確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

２　市長は、前項による通知の後、速やかに結婚生活補助金を交付するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、継続申請者に交付する結婚生活補助金の額は、第７条の規定により通知した額で確定したものとみなす。

第３章　結婚支援金

（支給対象世帯）

第１１条　結婚支援金の支給対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻日が、第１３条の規定による申請を行う日の属する年度（以下「支給申請年度」という。）の前年度１月１日から当該年度３月３１日までの日であること。
(2) 婚姻日において、夫婦双方の年齢が３９歳以下であり、かつ、夫婦の双方又は一方の年齢が２９歳以下であること。
(3) 支給申請年度における所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額が５００万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、当該所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額から、当該所得に係る年に返済した当該貸与型奨学金の額を控除する。
(4) 第１３条の規定による申請を行う時点において、夫婦双方の住民票の住所が福井市内となっていること。
(5) 夫婦の双方又は一方が、過去に福井県の結婚支援市町応援事業補助金に係る早婚夫婦支援事業に基づく支援（他の地方公共団体が実施するものを含む。）を受けていないこと。
(6) 夫婦双方に市税の滞納がないこと。
(7) 夫婦双方が福井市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。

（結婚支援金の額）

第１２条　支給対象世帯に対する結婚支援金の額は、別表のとおりとする。

（支給申請等）

第１３条　結婚支援金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、福井市結婚生活スタートアップ応援事業支援金申請書兼請求書（様式第１号の２）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
(2) 夫婦双方の支給申請年度の所得証明書
(3) 夫婦双方又は一方が貸与型奨学金の貸与を受けている場合は、前号の所得証明書を基に算出した当該所得に係る年に返済した額が確認できる書類又はその写し

(4) 夫婦双方の住民票の写し
(5) 夫婦双方の市税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　前項の規定にかかわらず、第６条第１項の規定による申請を行った者は、前項の規定による申請及び請求を行ったものとみなす。
（支給の決定等）
第１４条　市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、結婚支援金の支給の可否を決定したときは、福井市結婚生活スタートアップ応援事業支援金支給（不支給）決定通知書（様式第９号）により支給申請者に通知するものとする。
２　市長は、前項による通知の後、速やかに結婚支援金を支給するものとする。
第４章　その他
（調査等）
第１５条　市長は、結婚生活補助金及び結婚支援金（以下「補助金等」という。）の交付又は支給の前後にかかわらず、必要があると認めたときは、調査を行い、又は交付決定者若しくは前条の規定により結婚支援金の支給の決定を受けた者（以下「交付決定者等」という。）に報告若しくは書類の提出を求めることができる。
２　交付決定者等は、市長から前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
（交付決定等の取消し）
第１６条　市長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付又は支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 補助金等の交付又は支給の条件に違反していることが判明したとき。
(2) 虚偽その他の不正な手段により交付又は支給の決定を受けたとき。
(3) この要綱に違反する行為があったとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。
２　市長は、前項の規定により交付又は支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付又は支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
（その他）
第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和５年１０月１１日から施行する。
（経過措置）
２　交付申請年度が令和５年度である申請に係る補助対象世帯及び補助対象経費並びに支給申請年度が令和５年度である申請に係る支給対象世帯について、第３条第１項第１号及び第１１条第１号中「前年度３月１日」とあるのは「１０月１日」と、第４条第１項中「４月１日」とあるのは「１０月１日」と読み替えるものとする。

（失効）

３　この要綱は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付又は支給の決定がなされた補助金等については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第５条、第１２条関係）

補助金等名称	区分	補助金等の額
１　結婚生活補助金	(1)　婚姻日における夫婦双方の年齢が２９歳以下の世帯	補助対象経費に相当する額とし、１世帯当たり３０万円を上限とする。
	(2)　上記(1)の世帯のうち、婚姻日における夫婦の双方又は一方の年齢が２５歳以下のもの	補助対象経費に相当する額とし、１世帯当たり６０万円を上限とする。
２　結婚支援金	(1)　婚姻日における夫婦双方の年齢が３９歳以下であり、かつ、夫婦の双方又は一方の年齢が２９歳以下の世帯	１世帯当たり３０万円
	(2)　上記(1)の世帯のうち、婚姻日における夫婦の双方又は一方の年齢が２５歳以下のもの	１世帯当たり４０万円